

令和5年4月21日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和5年4月21日（金曜日）午前11時～午前11時11分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 報告事項

- (1) 令和4年度包括外部監査結果への対応について
- (2) 生活保護費の保護変更決定処分に係る訴訟の判決について

○出席委員

委員長	赤平勇人	委員	関貴光
副委員長	工藤夕介	委員	中村美津緒
委員	山田千里	委員	小豆畑緑
委員	竹山美虎	委員	藤田誠

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	佐々木浩文	市民病院事務局次長	今国弘
福祉部長	岸田耕司	市民病院事務局次長	遠嶋祥剛
保健部長	千葉康伸	環境政策課長	白川清悦
市民病院事務局長	奈良英文	市民病院事務局総務課長	阿部崇
環境部次長	泉宏明	関係課長等	
福祉部次長	大久保綾子		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	北山賢臣	議事調査課主事	笹雄貴
議事調査課主査	木村結衣		

○**赤平勇人委員長** ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、今年度、最初の常任委員協議会ですので、出席している理事者に自己紹介をお願いしたいと思います。初めに、環境部、お願いいたします。

○**佐々木浩文環境部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境部長の佐々木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**岸田耕司福祉部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）福祉部長の岸田でございます。昨年同様、これまでと同様、ちょっと変わっただけですので、よろしく申し上げます。

○**千葉康伸保健部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）保健部長の千葉でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**奈良英文市民病院事務局長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民病院事務局長の奈良と申します。よろしくをお願いいたします。

○**赤平勇人委員長** ありがとうございます。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「令和4年度包括外部監査結果への対応について」報告を求めます。環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 令和4年度包括外部監査結果への対応につきまして御報告申し上げます。

本市は、平成18年10月から、中核市への移行に伴いまして、地方自治法第252条の36の規定に基づく包括外部監査の対象団体となっており、同法第252条の37の規定によりまして、平成18年度から、毎会計年度におきまして、財務管理、事業の経営管理等の識見を有する者として契約を締結しました包括外部監査人により、監査が実施され、報告を受けているところであります。

令和4年度包括外部監査の結果につきましては、去る3月22日に包括外部監査人から市長、議会、監査委員へ報告書が提出され、4月10日には、議員の皆様にもデータを提供させていただいたところでありますが、改めて、その概要と対応につきまして、お手元の資料に基づき御説明させていただきたいと思っております。

配付資料1ページを御覧ください。

令和4年度は、「地球環境対策と一般廃棄物処理に係る財務事務の執行について」をテーマとし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までを対象期間とし、監査が実施され、「5 監査の結果」にありますとおり、1つに、合規性、2つに、有効性、3つに、合規性・有効性、4つに、経済性・効率性の区分につきまして、措置することが必要であると判断された指摘事項が9件、合理化のために改善を要望するという趣旨の意見が43件でありました。

この結果につきましては、報告書を市ホームページへ掲載したほか、本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎等でも御覧いただけるようにしております。

資料2ページを御覧ください。

「7 対応スケジュール」であります。4月10日、全庁に、指摘事項及び意見のあった事務事業等の所管部局におきまして検証作業等を行い、是正・改善等必要な措置を講じた上で、それらを取りまとめるように周知し、取りまとめた内容につきまして、8月の本常任委員協議会で御報告するとともに、市民の皆様へ公表してまいりたいと考えております。また、他の部局におきましても、今回、指摘事項及び意見の対象となった項目と類似する事案がないかの確認・検証作業等を行っていくこととしております。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「生活保護費の保護変更決定処分に係る訴訟の判決について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 生活保護費の保護変更決定処分に係る訴訟の判決について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 訴訟の概要」ですが、青森市在住の被保護者2名及び八戸市在住の被保護者2名が、平成25年の国の生活保護費の段階的な基準見直しに基づき行った生活保護費の保護変更決定処分を不服として、平成29年1月27日、青森地方裁判所に訴訟を提起したものです。訴状の請求の趣旨は、1つには、平成26年3月13日付でした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定を取り消す、2つには、平成27年3月12日付でした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定を取り消す、3つには、訴訟費用は被告らの負担とするとの判決を求めるものです。

「2 生活保護費の保護変更決定処分について」ですが、国において、平成25年8月からの生活保護費の基準見直しが行われたもので、激変緩和措置として、平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月の3か年をかけて段階的に実施されたものです。本市においても、当該国の基準見直しに従い、生活保護費の保護変更決定処分を行ったものです。

「3 訴訟の経過」ですが、平成29年6月8日、当該裁判所から訴状が市に送達され、これまで合計24回の口頭弁論が行われ、去る令和5年3月24日判決の言渡しがありました。

「4 判決の内容」は、1つには、平成26年3月13日付でした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定処分を取り消す、2つには、平成27年3月12日付でした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定処分を取り消す、3つには、訴訟費用は被告らの負担とするところとあります。

最後に、「5 判決を受けての対応」ですが、生活保護事務は法定受託事務であり、本訴訟の結果が生活保護制度の運用に多大な影響を与えることから、法務省及

び厚生労働省と協議の上、令和5年4月6日、青森地方裁判所へ控訴状を提出しました。

なお、第一審に引き続き、控訴審についても、これまでと同様、法務大臣権限法に基づき、法務局に訴訟活動を依頼し、対応してまいります。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 ただいまの御説明で、「判決を受けての対応」のところ、「生活保護制度の運用に多大な影響を与える」とありますけれども、これは、具体的にはどういう影響があるものなんでしょうか、教えてください。

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 この生活保護事務というのは、第一号法定受託事務になっています。それで、生活保護法第1条を御覧になればお分かりになるかと思うんですけども、この第1条には国家責任による最低生活保障の原理が明らかになっています。つまり、この制度自体は、あくまでも国がその適切な事務を執行するためのものになっているので、全国統一的な基準に基づいているということになります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 ということは、国で一括、全国统一で行われていることなので、青森市だけ独自にとか、八戸市で独自に、これに沿って変えることはできないということでしょうか。

○岸田耕司福祉部長 先ほど御答弁申し上げましたけれども、裁量権自体がもう既に我々にはほとんどない状態であります。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 そうしますと、この結果を受けまして、今後のスケジュールはどのようになっていますでしょうか。

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 当方では、もう控訴状を提出していますので、その控訴スケジュールというか、その控訴の審判というか、裁判の状況次第でどうなるかということになるかと思えます。ですから、今現在、スケジュールについて、我々もそこまでは把握しておりません。裁判です、あくまでも。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 これは、質疑ではなく、意見なんですけれども、今、物価高騰の中で、この基準に伴って、生活している保護を受けている方々は、当時から比べても、かなりの差が出てきていると思います。それで、ますます苦しい状況に追い込まれていることを鑑みれば、本当は保護費を引き上げるということで、今回の結果が出されたと思うんですけれども、本市でも、保護を受ける方が、たくさんまだ、

コロナの影響、物価高騰の中で増えていると思いますので、今後も、そういう方々の思いを受け止めつつ、国にもしっかり意見とかを言っていただければなと思います。ありがとうございます。

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)